

「文化力」の定義について

● 京都府文化力による京都活性化推進条例（平成17年京都府条例第40号）

「文化は、日々の生活や経済行為の中に深く根ざし、長い歴史をかけて積み重ねられ、伝えられてきた英知の結晶であり、人と人とが共生し、うるおいのある地域社会を築いていく糧となるものである。また、新たな文化との出会いは、私たちの創造力を高め、感性を刺激し、生活を豊かにする社会的及び経済的な活力の源泉となるなど、文化は、様々な力、いわゆる文化力を有している。」※前文抜粋

● 文化芸術基本法（平成29年6月23日公布・施行）

「文化芸術は、人々の創造性をはぐくみ、その表現力を高めるとともに、人々の心のつながりや相互に理解し尊重し合う土壌を提供し、多様性を受け入れることができる心豊かな社会を形成するものであり、世界の平和に寄与するものである。更に、文化芸術は、それ自体が固有の意義と価値を有するとともに、それぞれの国やそれぞれの時代における国民共通のよりどころとして重要な意味を持ち、国際化が進展する中であって、自己認識の基点となり、文化的な伝統を尊重する心を育てるものである。

我々は、このような文化芸術の役割が今後においても変わることなく、心豊かな活力ある社会の形成にとって極めて重要な意義を持ち続けると確信する。」

※前文抜粋

● 文化芸術推進基本計画(第1期)(中間報告)(平成29年12月27日文化審議会)

「文化芸術は、国民全体及び人類普遍の社会的財産として、創造的な経済活動の源泉や、持続的な経済発展や国際協力の円滑化の基盤ともなるものであり、以下のような本質的及び社会的・経済的価値を有している。

(本質的価値)

- ・文化芸術は、豊かな人間性をかん養し、創造力と感性を育む等、人間が人間らしく生きるための糧となるものであること。
- ・文化芸術は、国際化が進展する中であって、個人の自己認識の基点となり、文化的な伝統を尊重する心を育てるものであること。

(社会的・経済的価値)

- ・文化芸術は、他者と共感し合う心を通じて意思疎通を密なものとし、人間相互の理解を促進する等、個々人が共に生きる地域社会の基盤を形成するものであること。
- ・文化芸術は、新たな需要や高い付加価値を生み出し、質の高い経済活動を実現するものであること。
- ・文化芸術は、科学技術の発展と情報化の進展が目覚ましい現代社会において、人間尊重の価値観に基づく人類の真の発展に貢献するものであること。
- ・文化芸術は、文化の多様性を維持し、世界平和の礎となるものであること。」

※関係箇所抜粋

● **文化経済戦略（平成 29 年 12 月 27 日策定 内閣官房、文化庁）**

「文化は、我が国の国際プレゼンスを高めるとともに、経済成長を加速化する原動力にもなる重要な資産として、無限の可能性を秘めており、心豊かな国民生活や、創造的で活力ある社会を実現し、世界に冠たる文化国家として国家ブランドを形成していく上でも、極めて重要な役割を果たすものである。」

「我が国の産業構造の成熟化に伴い、グローバル競争の中でいかに新たな付加価値を創出し、差別化を実現していくかが我が国産業競争力を決定づける重要な要素となっている。文化を活かした新しいビジネスモデルやイノベーションの創出、自由で創造的な発想に溢れた人づくりなど、我が国の産業競争力の強化という観点からも文化の重要性は増している。」

「「日本の文化力」は世界に誇る我が国最大の資産であり、未来に向けて着実に維持・継承しつつ、発展・成長させていくべきものであるとともに、文化に対する戦略的な投資は経済成長の起爆剤にもなり得る」

「多様性に対して理解ある寛容な国民性が育まれ、文化国家に生きる国民一人ひとりの誇りや尊厳に根差した「国民文化力」が醸成され、心豊かな国民生活や、ときめきや感動に満ち溢れた創造的で活力ある社会を実現する」

※関係箇所抜粋